

日本光電社製

AEDパッド自主回収について！！

使い捨て除細動パッド P-530 シリーズ

日本光電社製 「使い捨て除細動パッド P-530 シリーズ」 において、特定のロット品において電極パッドを剥離紙から剥がそうとした際に不具合が発生することが判明し、自主回収すると発表されました。

対象機種

製造販売業者の名称：日本光電工業株式会社

1 本体形式：使い捨て除細動パッド P-530

ロット番号：Y111716-10, Y111816-04, Y011117-07, Y011317-01, Y012517-12,
Y013017-06, Y030817-02, Y030917-03, Y040517-12, Y040517-13,
Y051717-01, Y060817-03,

2 本体形式：使い捨て除細動パッド P-531

ロット番号：Y011917-06

詳細は、下記のリンクで確認を！！

日本光電工業株式会社

<http://www.nihonkohden.co.jp/pdf/2017072602.pdf>

京都市消防局ホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000190905.html>

AEDの点検 ～ここがポイント～

① 定期的な点検が大切

いざという時のために、AED の定期点検が重要です。

うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。

点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。

② 製造・販売会社からのハガキやメールでのお知らせ

電極パッドやバッテリーなどの消耗品の使用期限が近づいたら、製造・販売会社からハガキやメールで、交換のお知らせが来ることがあります。また、電極パッドやバッテリーそのものが送られてくることがあります。日頃からハガキやメールのお知らせに注意し、交換用部品が届いたら、速やかに交換しましょう。

③ 耐用期間の確認を！

AED 本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。

耐用期間は AED の添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認しておきましょう。

④ 寒冷な環境下における AED の適切な管理等について

AED には、製品ごとに動作保証条件が定められており、その条件以外においての動作は保障されていません。特に、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、AED が正しく作動しない可能性が指摘されています。